

マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナンバーカードは健康保険証として利用できます。
令和6(2024)年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する予定です。ぜひ、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

マイナンバーカードを持っていない人や紛失・更新中の人などは、加入している医療保険の保険者に申請すると、被保険者資格などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。確認書を医療機関の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証として利用するメリット

データに基づく最適な医療を受けることができる

お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師などから情報に基づいた総合的な診断や、重複投薬を避けた適切な処方を受けることができます。

転職や引っ越し後も切り替えや更新が不要

保険証の切り替えや更新が不要に！新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。※新しい保険者への加入手続きは必要です。

手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除

高額な医療費を一時的に自己負担したり、役場で限度額適用認定証などの書類申請手続きをする必要がなくなります。

利用の流れ

step1 マイナンバーカードを申請

申請方法は以下の3つから選択できます。

- ①パソコン・スマートフォンからオンライン申請
- ②郵送での申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

step2 健康保険証として登録

利用登録方法は以下の3つから選択できます。

- ①「マイナポータル」で行う
- ②セブン銀行ATMで行う
- ③医療機関・薬局の受け付けで行う

step3 医療機関や薬局などで利用

右のステッカーやポスターが貼ってある医療機関・薬局で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで利用できます。

厚生労働省ホームページでも利用できる医療機関・薬局が公開されています。



☎ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120 - 95 - 0178

全国瞬時警報システムによる情報伝達試験を実施

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム※(Jアラート)を用いた試験で、本町以外の地域でもさまざまな伝達手段で行われます。

※全国瞬時警報システムは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

☎ 危機管理課 ☎ 286 - 3210

試験の詳細

日時	8月23日(水) 午前11時ごろ
伝達手段	防災行政無線 / SNS / ましきメール
放送内容	上りチャイム音 「これは、Jアラートのテストです」(3回) 「こちらは、ぼうさい益城町役場です」 下りチャイム音

※気象や地震活動などの状況により中止する場合があります。